



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年7月9日火曜日 第19号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

改元に伴う関係規則の整理に関する規則..... (私学文書課) 1

告 示

愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正の一部改正..... (土木管理課) 2

規 則

○愛媛県規則第10号

改元に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和元年7月9日

愛媛県知事 中村時広

改元に伴う関係規則の整理に関する規則

(建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則(昭和25年愛媛県規則第78号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(建築物の定期報告の時期) 第6条 省令第5条第1項の規定により特定行政庁が定める時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。 (1) 政令第16条第1項第1号から第4号までに掲げる建築物(同項第3号に掲げる建築物にあつては、ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。) <u>令和元年及び同年から3年目ごとの各年の6月1日から10月31日まで</u> (2)・(3) 省略	(建築物の定期報告の時期) 第6条 省令第5条第1項の規定により特定行政庁が定める時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。 (1) 政令第16条第1項第1号から第4号までに掲げる建築物(同項第3号に掲げる建築物にあつては、ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。) <u>平成31年及び同年から3年目ごとの各年の6月1日から10月31日まで</u> (2)・(3) 省略

(愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (経過措置) 3 新規則第10号様式3の規定は、 <u>令和元年10月1日</u> 以後に課すべき県たばこ税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書については、なお従前の例による。	附 則 (経過措置) 3 新規則第10号様式3の規定は、 <u>平成31年10月1日</u> 以後に課すべき県たばこ税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書については、なお従前の例による。

(愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成31年愛媛県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第 1 号（第 5 条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書 様式第 1 号（その 1） 省略 様式第 1 号（その 2）（個人用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注 省略 様式第 1 号（その 2）の記載要領 1 「基準年」の欄は、「平成31年 1 月 1 日から令和元年12 月31日まで」と記載すること。 2～6 省略</p>	<p>様式第 1 号（第 5 条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書 様式第 1 号（その 1） 省略 様式第 1 号（その 2）（個人用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注 省略 様式第 1 号（その 2）の記載要領 1 「基準年」の欄は、「平成28年 1 月 1 日から平成28年12 月31日まで」と記載すること。 2～6 省略</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、<u>令和 2 年 1 月 1 日</u>から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、<u>平成32年 1 月 1 日</u>から施行する。</p>

（愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則の一部改正）

第 4 条 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則（平成31年愛媛県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、<u>令和元年 6 月 1 日</u>から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成31年 6 月 1 日から施行する。</p>

（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第 5 条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、<u>令和元年 6 月 1 日</u>から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、<u>平成31年 6 月 1 日</u>から施行する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第305号

愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正（平成30年10月愛媛県告示第978号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和元年 7 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年 7 月愛媛県告示第 607号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領の規定は、<u>令和元年度</u></p>	<p>愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年 7 月愛媛県告示第 607号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領の規定は、<u>平成31年度</u></p>

以降の格付けについて適用し、平成30年度の格付けについては、なお従前の例による。

以降の格付けについて適用し、平成30年度の格付けについては、なお従前の例による。